

ガスメーターの型式承認申請手続きについて

1. 技術的相談について

ガスメーターの型式承認に関する技術的相談についての産業技術総合研究所担当部署
独立行政法人産業技術総合研究所
計測標準研究部門
法定計量科 型式承認技術室
〒305-8563 茨城県つくば市梅園1-1-1 中央第3
TEL 029-861-4057 FAX 029-861-4055

2. 申請手続きについて

2-1 申請に関する問合せ（申請窓口）

独立行政法人産業技術総合研究所 計量標準管理センター 標準供給保証室
〒305-8563 茨城県つくば市 梅園 1-1-1 中央第3 3-9 棟
TEL 029-861-4026 FAX 029-861-4018

なお、申請に関する手続き及び申請書フォーマットは以下のホームページにも記載してありますのでご参照下さい。

参照 HP : <https://www.nmij.jp/service/P/legal/katashiki/>

2-2 申請手数料振込先

申請書は『特定計量器検定検査規則』第30条第1項（様式第7による、製造事業者型式承認申請書、輸入事業者型式承認申請書又は外国製造事業者型式承認申請書）に従い、該当事項を記入し、記入事項に誤りのないことを確認した後、標準供給保証室に提出願います。

申請受理後、事務手続きの処理を行い手数料振り込みのご案内を郵送いたしますので、計量法関係手数料令第4条に定める手数料を次の銀行口座へ払い込みをお願い致します。

銀行名 三菱東京UFJ銀行千代田支店
種別 普通
口座名義 独立行政法人産業技術総合研究所
口座番号 6071041

2-3 型式承認手数料（平成22年6月1日改訂）

●新規型式手数料：ガスメーター

表示機構が電気式 ^{注)}	607,000 円
上記以外（機械式）	320,800 円

注) 電子式とは、計量値を積算・表示する機能として電子部品が用いられるもの。
(なお、表示する機能については、取引証明に用いられる積算値を外部出力する機能を含む。)

●承認型式（減額）手数料：

特定計量器	試験	1件についての減ずる金額
ガスメーター (表示機構が電気式)	1 耐久性能に係る試験	164,300円
	2 電子装置の性能に係る試験	246,100円
	3 1または2に掲げる試験以外の試験	255,300円
	1に掲げる試験と3に掲げる試験を行う必要がない型式	265,700円
	試験の減額が適用できる場合さらに51,700円を減ずる。	
ガスメーター (上記以外)	1 耐久性能に係る試験	122,400円
	2 1に掲げる試験以外の試験	207,000円
	試験の減額が適用できる場合さらに51,700円を減ずる。	

新規手数料から減額を適用する試験項目に応じ、それぞれの金額を減じ（減額する試験項目が複数ある場合は、その合計金額を減ずる）、さらに51,700円を減じる。試験省略の判断については「独立行政法人産業技術総合研究所が行う計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程」による。（別紙_同一型式規定別紙 参照）

減額計算式例

- ・ガスメーター（表示機構が電気式）について、電子装置の性能に係る試験のみを行う場合

新規手数料から減額を適用する試験項目に応じ、それぞれの金額を減じ（減額する試験項目が複数ある場合は、その合計金額を減ずる）、さらに51,700円を減じる。

- 新規手数料 ガスメーター（表示機構が電気式）：607,000円
- 1件についての減ずる金額（省略試験項目）
 - 1に掲げる試験と3に掲げる試験を行う必要がない型式：265,700円
 - 試験の減額が適用できる場合さらに：51,700円
- 計算式 607,000円－265,700円－51,700円＝289,600円

2. 提出書類部数

2-1 新規型承認申請（又は軽微変更届出）

- 1) 型式承認申請書（又は軽微変更届出書） 1部
- 2) 構造図・作動原理図 2部
（申請時：承認番号無 2部、試験終了後承認の場合：承認番号入り 2部）
- 3) 製造工程図、説明書等（軽微変更届出の場合、不要） 1部
- 4) 申請手数料請求書（又は届出受理写し）の送付先メモ(担当者名の住所・部署名)

3. 提出承認図面イメージ（新規承認の場合）

3-1 承認図面（構造図・作動原理図）部数

2部

3-2 提出形態

1部はチューブファイル等に綴じ込み、残1部は承認後に製本して申請者へ送付

3-3 一般事項

- 1) 図面には、下記図面表紙様式による表紙を付けて下さい。（サイズ：A4縦）
- 2) 製本のためにA4版以外の図面については、A4版の大きさに折り込んで閉じて下さい。
- 3) 各図面には、それぞれ図名、図面番号、作成日（以下「図名等」）を記載下さい。
（様式及び図番の付与方法についての制限はありませんので、社内の製作図面の提出でも結構です。この図名等により図面管理を行いますので、図面管理用として図面総目次の電子ファイルの提出をお願いします。参照：「図面総目次見本」）
- 4) 図面として、メーカー呼称型式、使用最大流量、使用最小流量又は流量比、構成図面対比等を記載したメーター仕様一覧が必要です。
- 5) 図面の変更・追加等の履歴を記載するための表（図面履歴表）の作成をお願いします。
- 6) 構成は、**3-4 全体構成**を参照下さい。この中で 1) 図面表紙、3) 図面毎の図名等、4) メーター仕様一覧及び 5) 図面履歴表は必須ですが、それ以外については省略できる図面もあります。

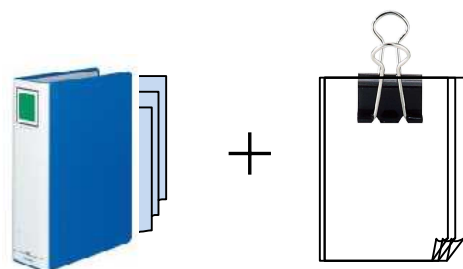
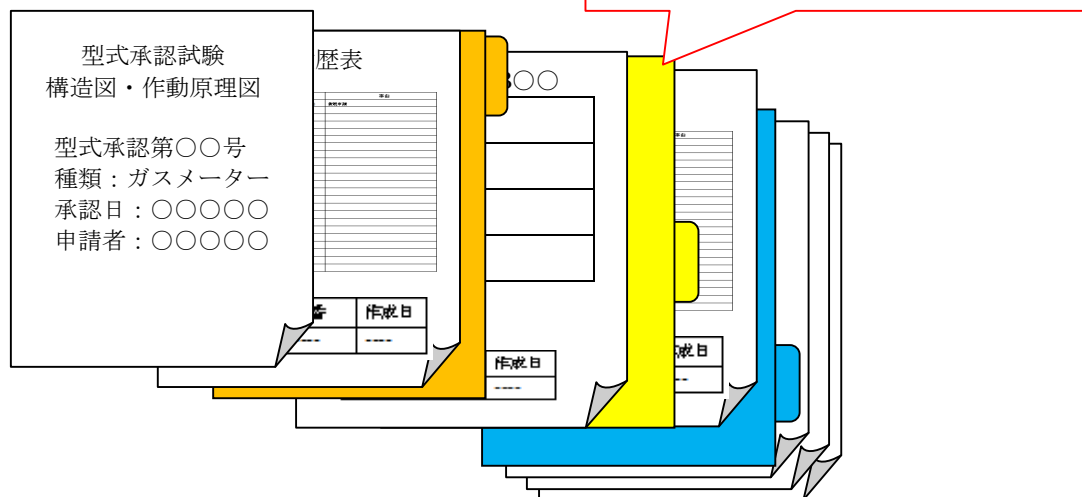
●図面表紙様式

<p>型式承認試験 構造図・作動原理図</p> <p>型式承認 第 K xxx 号 種類：ガスメーター 承認日：平成 年 月 日 申請者：〇〇〇〇株式会社</p> <p>新規表紙見本</p>	<p>承認型式 軽微変更届出</p> <p>型式承認 第 K xxx 号 種類：ガスメーター 受理日：平成 年 月 日 申請者：〇〇〇〇株式会社</p> <p>軽微表紙見本 総枚数〇〇枚</p>
---	---

(注) 承認日・受理日は空白にてお願いします。
軽微見本の総枚数の〇〇は表紙を含めた枚数を記載下さい。

3-4 全体構成

●構成イメージ



提出2部のうち

- 1部はチューブファイル綴じ込み
- 1部はダブルクリップ止め等
(承認後スキャナー読み込みのため)

●構成

- (1)表紙
- (2)図面履歴表【記載イメージ参照】
- (3)図面構成表【記載イメージ参照】
- (4)メーター仕様一覧【記載イメージ参照】
- (5)外観図 (以下、図面記載内容は次頁参照)
- (6)外観寸法図
- ・
- ・
- ・
- (18)作動原理図

●構造図・作動原理図の主要構成図面順序及び記載内容

- ・
- ・
- ・
- (5) 外観図
- (6) 外観寸法図
外観寸法及び主要部品の位置（銘版・封印箇所等の位置）
- (7) 表示面図
表示内容、表示文字の高さ寸法がわかるもの
- (8) 銘版図
表記内容（特に構造基準に係るもの）、表記方法、銘版材質、取り付け方法等
- (9) 封印指定図
封印箇所、封印方法及び封印効果（何が調整できないのか）を記載
- (10) 組立図
主要部品の構成を示す分解図／組立図
- (11) 主要部品図
構成される部品の詳細構造、寸法、材質等の記載
- (12) ブロック図
電気回路構成を解りやすく示したもの
- (13) 電気回路図
ブロック図に対応した回路図を記載
- (14) 回路基板図
- (15) パターン図
- (16) フローチャート図
電源ONから計測・表示までの計測フロー及び計測エラー時の処理フロー
- (17) 分離できる表示機構図
外部出力による計量値を取引に使用する場合、出力信号の種類
- (18) 作動原理図
体積計量部及び演算の一般的な計測原理図

【(3) 図面構成表イメージ例】

図面構成表

No	図名	図番			作成・追加・訂正日
		型承番号	記号	連番	
1	機種仕様	97××	機種仕様	01	2014.09.26 変更
2	外観図	97××	A	01	
3	外観図	97××	A	02	
4	外観図	97××	A	03	
5	外観図	97××	A	04	
6	外観図	97××	A	05	
7	外観図	97××	A	06	
8	外観寸法図	97××	B	01	
9	外観寸法図	97××	B	02	
10	外観寸法図	97××	B	03	
11	外観寸法図	97××	B	04	
12	外観寸法図	97××	B	05	
13	外観寸法図	97××	B	06	
14	製造銘板	97××	C	01	
15	製造銘板	97××	C	02	
16	製造銘板	97××	C	03	
17	製造銘板	97××	C	04	
18	製造銘板	97××	C	05	
19	製造銘板	97××	C	06	
20	製造銘板	97××	C	07	
21	製造銘板	97××	C	08	
22	製造銘板	97××	C	09	
23	製造銘板	97××	C	10	
24	製造銘板	97××	C	11	
25	ハルスレート銘板	97××	D	01	
26	指示機構	97××	E	01	
27	上ケース	97××	F	01	
28	上ケース	97××	F	02	
29	上ケース	97××	F	03	
30	構造図	97××	G	01	
31	連動機構	97××	H	01	
32	連動機構	97××	H	02	
33	連動機構	97××	H	03	
34	連動機構	97××	H	04	
35	連動機構	97××	H	05	
36	連動機構	97××	H	06	
37	連動機構	97××	H	07	
38	分配室	97××	I	01	
39	分配室	97××	I	02	
40	分配室	97××	I	03	
41	分配室・ハルスシート	97××	J	なし	
42	ハルフ	97××	K	01	
43	ハルフ	97××	K	02	
44	ハルフ	97××	K	03	
45	ハルフ	97××	K	04	
46	膜	97××	L	01	
47	回転シール部	97××	M	01	
48	コントロールボックス配置図	97××	N	01	
49	コントロールボックス配置図	97××	N	02	
50	発信機構	97××	O	01	
51	発信機構	97××	O	02	
52	発信機構	97××	O	03	
53	発信機構	97××	O	04	
54	発信器組立図	97××	P	01	
55	発信器組立図	97××	P	02	
56	発信器組立図	97××	P	03	
57	遮断復帰機構	97××	Q	01	
58	遮断復帰機構	97××	Q	02	
59	ブロック図	97××	R	01	
60	ブロック図	97××	R	02	
61	ブロック図	97××	R	03	
62	ブロック図	97××	R	04	
63	ブロック図	97××	R	05	2014.09.26 追加
64	電気回路図	97××	S	01	
65	電気回路図	97××	S	02	
66	電気回路図	97××	S	03	
67	電気回路図	97××	S	04	
68	電気回路図	97××	S	05	2014.09.26 追加
69	電気部品一覧表	97××	T	01	
70	電気部品一覧表	97××	T	02	
71	電気部品一覧表	97××	T	03	
72	電気部品一覧表	97××	T	04	
73	電気部品一覧表	97××	T	05	2014.09.26 追加
74	シルク図	97××	U	01	
75	シルク図	97××	U	02	
76	シルク図	97××	U	03	
77	シルク図	97××	U	04	
78	シルク図	97××	U	05	2014.09.26 追加
79	パターン図	97××	V	01	
80	パターン図	97××	V	02	
81	パターン図	97××	V	03	
82	パターン図	97××	V	04	
83	パターン図	97××	V	05	2014.09.26 追加
84	フローチャート	97××	W	01	
85	フローチャート	97××	W	02	
86	フローチャート	97××	W	03	
87	フローチャート	97××	W	04	
88	フローチャート	97××	W	05	2014.09.26 追加
89	分離できる指示機構	97××	X	01	
90	分離できる表示機構	97××	Y	01	

製造事業者型式承認申請書

平成 年 月 日

独立行政法人産業技術総合研究所 殿

申請者 住所
氏名

印 

下記の特定制量器につき、計量法第76条第1項の承認を受けたいので、申請します。

1. 事業の区分

ガスメーター第1類

2. 当該特定制量器を製造する

同一型式別表の順にて記載をお願いします。
(例：膜式の場合)

- ・計測方式「膜式」
- ・「膜の1周期の計量体積 ○○L/rev.」
- ・ガス種「都市ガス」又は「石油ガス」
- ・「使用最大流量 6m³/h 以下」又は「6m³/h 超え」
- ・「電子式」又は「機械式」

3. 製造事業者の届出の4.

4. 承認を受けようとする特定制量器

種類	型式又は能力	手数料	備考
ガスメーター	膜式 膜の1周期の計量体積 0.9L/rev. 都市ガス 使用最大流量 6m ³ /h 以下 電子式		

5. 第76条第3項の規定により、添える試験用の特定制量器等の内訳

- ・特定制量器
- ・構造図、作動原理図、製造工程図
- ・説明書

別紙_同一型式規定別紙

『独立行政法人産業技術総合研究所が行う計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程』

別紙抜粋 別紙12 ガスメーター

別紙12 ガスメーター

項目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更 届出不要	軽微変更届出 を要する	承認型式 (1部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験を要する ^(注1))
1 検定有効期間				10年以上 7年以上
2 計測原理		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合		膜の1周期の計量体積の違い、基本設計の違う場合 ^(注2)
①膜式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合		ローター断面形状の違い、ローター回転速度の設計が違う場合、基本設計の違う場合 ^(注2)
②回転子式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合		基本設計の違う場合 ^(注2)
③超音波式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合		基本設計の違う場合 ^(注2)
④タービン式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合		基本設計の違う場合 ^(注2)
⑤その他の推量式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合		基本原理の違い及び基本設計の違う場合 ^(注2)
3 ガス種				都市ガス用以外 石油ガス用以外
4 流量範囲		同一型式の流量範囲であって承認図面と違う場合		使用最大流量6m ³ /h 以下以外、使用最大流量6m ³ /h 超え以外、同一型式の流量範囲外の使用最大流量及び流量比の追加
5 体積計量部の形状及び寸法		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合	計量性能に影響を及ぼす変更及び追加	基本設計の違う場合 ^(注2)
6 口径		表記口径及び実寸法の違い		
7 表記事項	表記板の色彩・大きさの変更	承認図面以外の変更を加える場合		
8 表示機構	目盛標識の色彩	承認図面以外の変更を加える場合	計量性能に影響を及ぼす変更及び追加	
9 分離できる指示機構		承認図面以外の変更を加える場合		
10 外観上の変更	塗装色の違い	承認図面以外の変更を加える場合	電氣的性能に影響を及ぼす変更及び追加	
11 パルス発信器		承認図面以外の変更を加える場合		
12 電子化計量器		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合	計測の演算方法の変更により計量性能に影響を及ぼす変更及び追加	電子式以外 機械式以外 基本設計の違う場合 ^(注2)
①演算方式				
②電子基板	承認図面に記載されているセカンドソース部品の変更		基板等の変更により電氣的性能に影響を及ぼす変更及び追加	
備考				
(注1) 申請者の承認型式試験データを活用できる場合、該当試験の省略ができる				
(注2) 計量性能に影響を及ぼす変更及び追加であり、個々に判断する				